

## 旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 高瀬 善朗
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別 添 設置許可証のとおり
--	------------------

### 2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況：平成30年度分(単位：t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃 え 殻	113.42	136.67	185.43	178.83	191.39							
汚 泥	64.04	149.51	109.35	834.17	407.19							
紙 く ず	7.09	9.68	8.83	8.12	6.30							
織 維 く ず	34.62	54.33	38.42	50.83	52.85							
廃 石 膏 ボ ー ド	207.28	255.02	414.98	329.12	261.32							
廃 石 綿	18.59	0.00	0.00	0.12	3.00							
シュレッダ ー ダ ス ト	21.90	43.21	75.99	76.36	50.18							
選別不能物 (混合物)	303.85	336.35	479.99	502.26	627.51							
廃油(タールピ ッチ類に限る)	21.90	7.12	9.97	9.77	19.63							
ば い じ ん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							
計	792.69	991.89	1,322.96	1,989.58	1,619.37							

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成30年度分)

項 目	点検を行った 年 月 日	点検を行った 結 果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	平成 年 月 日		—	—

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成30年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工	平成 年 月 日	異常なし	—	—

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況：平成30年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第2管理型地下水上流部	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総水銀	一リットルにつき0.000五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下				
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下				
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき0.一ミリグラム以下				
シス一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下				
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L以下				
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下				

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

(周縁井戸 B)

(状況：平成 30 年度分)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第2管理型地下水下流部	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
総水銀	一リットルにつき0.000五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下				
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき0.00四ミリグラム以下				
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき0.一ミリグラム以下				
シス一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき0.0四ミリグラム以下				
一・一・一・トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二・トリクロロエタン	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下				
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき0.00六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき0.00三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき0.0二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき0.0一ミリグラム以下				
ダイオキシン類	1Pg-TEQ/L以下				
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき0.00二ミリグラム以下				
一・四ジオキサン	一リットルにつき0.0五ミリグラム以下				

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること  
 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

**(放流水)**

(状況：平成30年度分)

アルキル水銀化合物	検出されないこと	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	第2浸出水処理施設	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下				
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下				
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下				
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下				
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下				
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下				
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下				

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下				
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下				
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下				
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下				
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下				
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下				
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下				
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下				
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下				
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下				
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下				
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下				
窒素含有量	一リットルにつき一二〇(日間平均六〇)ミリグラム以下				
リン含有量	一リットルにつき一六(日間平均八)ミリグラム以下				

ダイオキシン類	10Pg-TEQ/L以下			
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき0.002ミリグラム以下			
一・四ジオキサン	一リットルにつき0.5ミリグラム以下			

備 考				
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。				
2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				
3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。				
4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。				
5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。				

**（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）**

（状況：平成 30 年度分）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果 (mS/m)
				電気伝導率
4 月	第 2 管理型地下水上流部	平成 30 年 0 4 月 1 1 日	平成 30 年 0 4 月 2 3 日	4.4
5 月	同上	平成 30 年 0 5 月 0 9 日	平成 30 年 0 5 月 2 1 日	15.4
6 月	同上	平成 30 年 0 6 月 1 3 日	平成 30 年 0 6 月 2 5 日	17.3
7 月	同上	平成 30 年 0 7 月 1 1 日	平成 30 年 0 7 月 2 1 日	3.6
8 月	同上	平成 30 年 0 8 月 0 8 日	平成 30 年 0 8 月 2 1 日	16.7
9 月	同上	平成 30 年 0 9 月 日	平成 30 年 0 9 月 日	
10 月	同上	平成 30 年 10 月 日	平成 30 年 10 月 日	
11 月	同上	平成 30 年 11 月 日	平成 30 年 11 月 日	
12 月	同上	平成 30 年 12 月 日	平成 30 年 12 月 日	
1 月	同上	平成 31 年 0 1 月 日	平成 31 年 0 1 月 日	
2 月	同上	平成 31 年 0 2 月 日	平成 31 年 0 2 月 日	
3 月	同上	平成 31 年 0 3 月 日	平成 31 年 0 3 月 日	

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。



窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

**(周縁井戸 B)**

(状況：平成 30 年度分)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/l)
4月	第2管理型地下水下流部	平成30年04月11日	平成30年04月23日	23.2	8.8
5月	同上	平成30年05月09日	平成30年05月21日	27.4	8.7
6月	同上	平成30年06月13日	平成30年06月25日	24.7	7.8
7月	同上	平成30年07月11日	平成30年07月21日	24.7	9.7
8月	同上	平成30年08月08日	平成30年08月21日	21.7	10.0
9月	同上	平成30年09月 日	平成30年09月 日		
10月	同上	平成30年10月 日	平成30年10月 日		
11月	同上	平成30年11月 日	平成30年11月 日		
12月	同上	平成30年12月 日	平成30年12月 日		
1月	同上	平成31年01月 日	平成31年01月 日		
2月	同上	平成31年02月 日	平成31年02月 日		
3月	同上	平成31年03月 日	平成31年03月 日		

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(放流水)

(状況：平成30年度分)

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度(PH)	生物化学的酸素要求量(mg/l)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	窒素含有量(mg/l)
4月	第2浸出水処理施設	平成30年04月11日	平成30年04月23日	7.2	0.5未満	0.8	0.5未満	54
5月	同上	平成30年05月09日	平成30年05月21日	7.2	1.9	4.6	3.6	68
6月	同上	平成30年06月13日	平成30年06月25日	7.2	1.5	1.1	0.8	75
7月	同上	平成30年07月11日	平成30年07月21日	7.2	0.5	2.2	1.0	93
8月	同上	平成30年08月08日	平成30年08月21日	7.5	1.1	2.5	0.9	48
9月	同上	平成30年09月 日	平成30年09月 日					
10月	同上	平成30年10月 日	平成30年05月 日					
11月	同上	平成30年11月 日	平成30年05月 日					
12月	同上	平成30年12月 日	平成30年05月 日					
1月	同上	平成31年01月 日	平成31年01月 日					
2月	同上	平成31年02月 日	平成31年02月 日					
3月	同上	平成31年03月 日	平成31年03月 日					

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。  
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：平成30年度分)

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

へ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成 30 年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池			—	—

ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成 30 年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態			—	—

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：平成 30 年度分)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況			—	—

リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：平成 30 年度分)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定		m <sup>3</sup>